

## 福祉有償運送の対価に関する調査

# 調査回答にご協力ください

日頃より、移動困難者の移動・外出の支援に尽力されていますことに、心より敬意を表します。

全国移動ネットは、障がい者・高齢者等の公共交通機関の利用が困難な人を対象とした外出支援活動（＝移動サービス）を行う NPO 等に対し、中間支援組織として、国などへの政策提言、相談対応、調査、研修、出版事業等を行っています。

このたび、福祉有償運送が、どうすれば利用しやすく、また継続性のある取組になるかを検討するため、福祉有償運送の対価に関する調査を実施することとしました。お忙しいところお手数をおかけしますが、回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 調査の背景

- 2023 年の制度改正で、福祉有償運送の「運送の対価」の上限額の目安がタクシー運賃の 5 割から 8 割に引き上げられました。値上げが可能になったとはいえ、利用者の生活状況などを考えると値上げしにくいという団体の声が多数寄せられました。値上げする団体は増えつつありますが、利用者への影響を懸念し、わずかな値上げにとどまっている団体もあるようです。
- 一方で、利用当事者からは、元々安くなかったという声や、値上げに対する不安も聞かれます。福祉有償運送に対して公的な補助を行っている自治体はわずかです。福祉有償運送の実施団体が値上げをすとしても、利用者負担の軽減策が必要ではないでしょうか。
- 福祉有償運送は、「運送の対価」も、乗降介助料や待機料などの「運送の対価以外の対価」も、団体や地域ごとに設定方法が異なります。利用者負担の軽減策を考えるために、まず、対価設定の実態や変化の見通しを把握する必要があります。

### 調査の目的

- 福祉有償運送の「運送の対価」等の設定の実態と、変化の有無、今後の見通しを把握する
- 値上げの意向や、値上げ後の事業継続の見通しを把握する
- 地域、事業形態などの違いによって、対価設定や値上げの状況に違いがあるかどうかを把握する
- これらの結果をまとめて、国や自治体向けに、問題提起を行う

### 調査の対象

福祉有償運送の登録団体（但し、市町村運営を除く） 約 2,330 団体

※2024 年 8 月時点で、各運輸支局が公表している登録簿に基づいて郵送

### 回答期間

2024 年 11 月 20 日（水）～2024 年 12 月 31 日（火）

## 調査の方法

下記 URL または QR コードで、Google フォームにアクセスしてご回答ください  
※全国移動ネットのホームページからもアクセスできます。

10 分程度でご回答いただけます。 <https://forms.gle/YKyxNUyJcPGiH1U5A>



## 問合せ先

NPO 法人 全国移動サービスネットワーク（略称：全国移動ネット）

事務所開設時間：月～金曜日、10：30～16：30 担当：事務局長 伊藤みどり

〒156-0055 東京都世田谷区船橋 1 丁目 1 番 2 号 山崎ビル 204 号

Tel:03-3706-0626 Fax:03-3706-0661 mobile:090-3805-7067

URL：<https://zenkoku-ido.net/> E-MAIL：info@zenkoku-ido.net

## <用語の解説>

「運送の対価」 運送サービスの利用に対する対価のこと。

「運送の対価以外の対価」 運送サービスと連続して、もしくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価のこと。以下のようなものが考えられる。

- イ. 迎車回送料金：旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。
- ロ. 待機料金：旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。
- ハ. その他の料金：介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など。

## <対価の設定の根拠となる通達>

一部改正 国自旅第72号 令和6年4月26日

通達「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」より抜粋

### (3)対価の設定に当たっての考え方

旅客から收受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

#### ①旅客から收受する対価の水準

旅客から收受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ. から二. に掲げる基準を目安とするものとする。

- イ. 運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割（地方運輸局及び沖縄総合事務局において、インターネットその他の適切な方法により、当該地域の運送の対価を公表するものとする。）であること。ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも可能である。
- ロ. 運送の対価以外の対価にあつては、実費の範囲内であること。
- ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。